

平成21年度 バイオマス関係補正予算の概要

平成21年6月
バイオマス・ニッポン総合戦略推進アドバザリ-グループ会合

バイオマス関係補正予算一覧

農林水産省	頁
・ 地域資源利用型産業創出緊急対策事業	1
・ 食品循環資源品質維持体制整備事業	4
・ 食品産業グリーンプロジェクト技術実証モデル事業	7
・ バイオマス実証実験ベンチプラントの設置	10
・ 森林整備加速化・林業再生事業（緑の産業再生プロジェクト）	11
経済産業省	
・ 林地残材バイオマス石炭混焼発電実証事業	14
国土交通省	
.....	15
・ 下水道事業費補助等	
・ 港湾整備事業等（リサイクルポートプロジェクトの推進）	
・ 次世代低公害車開発・実用化促進事業	

地域資源利用型産業創出緊急対策事業（新規）

【19,256(0)百万円】

対策のポイント

農林水産業関連施設等への太陽光パネルの設置に係る経費を支援します。また、離島など条件不利地域において、農林バイオマス3号機など先進的な技術の導入を支援します。

（農山漁村における自然エネルギーの潜在力）

太陽の恵みに溢れた農山漁村では畜舎や倉庫といった既存の資源を太陽光発電により活用することが可能です。例えば50頭規模の酪農経営であれば畜舎の屋根に太陽光パネルを設置することにより、年間の消費電力を賄うことが可能です。

（我が国におけるバイオマスの利活用状況）

我が国には、農産物の非食用部分、家畜排せつ物、林地残材等の未利用バイオマスが豊富に存在しており、これらの有効活用が課題となっています。

政策目標

自然エネルギーやバイオマスを活用した新産業の育成等による農業・農村の潜在力の発揮と低炭素社会の実現

<内容>

1. 太陽光パネルの設置促進

農山漁村の太陽光エネルギーを活用しつつ、省エネ・省コスト化と地球温暖化防止を実現するため、農作物の保冷倉庫や畜舎、バイオマス変換施設など、農林水産業に関連する施設等への太陽光パネルの設置を支援します。

2. 高効率バイオマス変換施設の実証

離島等における地域資源の有効活用、エネルギーの地産地消に向けて、燃料や電力の供給を同時に行える小型バイオマス変換施設として、世界最高クラスの変換効率を持つ農林バイオマス3号機等の最先端のバイオマス変換施設の実証を支援します。

補助率：定額（10/10、2/3、1/2、1/3）

事業実施主体：民間団体

事業実施期間：平成21年度～平成25年度(基金造成)

【担当課：大臣官房環境バイオマス政策課（03-3502-8458（直））】

農林漁業者、農業生産法人、農協、地方公共団体等の皆様へ

太陽光パネルの設置を補助します！



経営コストの削減！低炭素社会の実現！を目指しましょう。

- ・20kWの太陽光パネル設置で、年間45万円以上の電気料金が節約できます。
(牛50頭規模の畜舎)
- ・パネル構造が簡単で維持管理が容易です。(耐用年数20年以上)
- ・断熱効果で冷暖房費の軽減も期待できます。

建物の屋根等を活用！



カントリーエレベータ



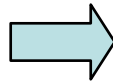
集落排水施設



畜舎



保冷倉庫



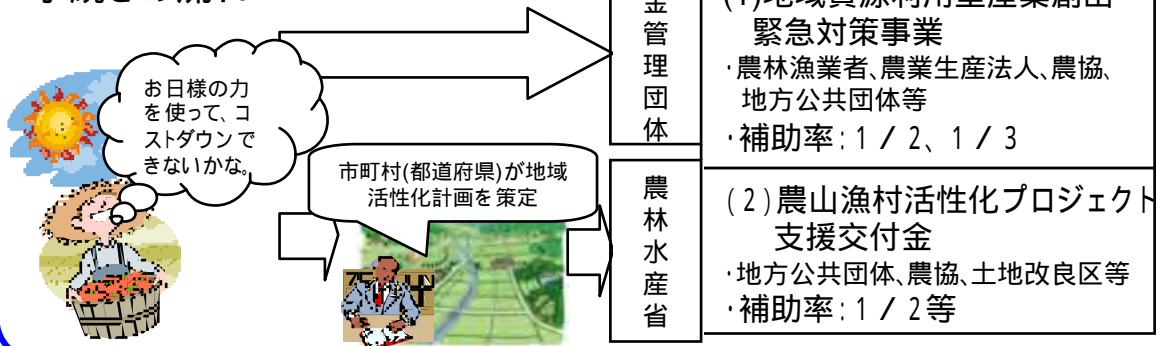
緊急対策として国が直接支援！



太陽光パネルを設置

注：農林水産業に関連する施設が対象となります。

手続きの流れ



お問い合わせ先

- (1)農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課
担当：松尾、上條 TEL:03-3502-8458 FAX:03-3502-8274
- (2)農林水産省農村振興局農村整備官
担当：前田、谷口 TEL:03-6744-2209 FAX:03-3501-8358

作成日：平成21年5月1日

先進的なバイオマス利活用施設整備を補助します！
運転経費は全額国が負担します。



地域に眠るバイオマス資源を有効活用し、エネルギーを地産地消しましょう！

緊急対策として国が直接整備します！

地域の未利用バイオマスを活用！

電力・燃料を地産地消！



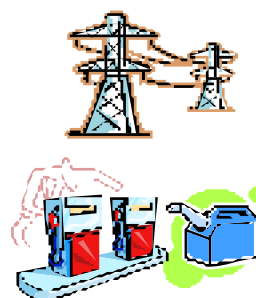
間伐材



稲わら、
もみ殻



先進的なバイオマス
利活用施設を整備



事業対象

地域の未利用バイオマスの活用を促進しようとする
民間事業者及び地方公共団体等

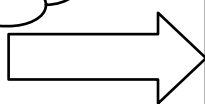
事業要件

- ・技術の実証を必要とする先進的な取組みであること
- ・原料供給から製品・エネルギー利用までの地域の体制が整備されること

手続きの流れ



地域のバイオマス資源を使って町づくりしたいな。



基金管理団体

地域資源利用型産業創出
緊急対策事業

- ・民間事業者、地方公共団体等
- ・補助率：施設整備費 2 / 3、1 / 2
運転経費 10 / 10

お問い合わせ先

農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課

担当：松尾、上條 TEL:03-3502-8458 FAX:03-3502-8274

作成日：平成21年5月1日

食品循環資源品質維持体制整備事業（新規）

【450百万円】

対策のポイント

食品関連事業者の事業場で発生する食品循環資源を、高品質な肥飼料の原材料として農業者や再生利用事業者に提供していくために必要な設備の導入を支援します。

（食品廃棄の現状）

- ・ 食品廃棄物等は、食品産業から毎年約1,100万トンが発生しており、うち5割程度がリサイクルされているものの、未利用のまま焼却等されているものも相当量が残る。
- ・ 利活用が進まない背景の一つには、食品廃棄物は変質・腐敗が早く、高品質な肥飼料の原材料とするには、適切な保管や早期の処理が必要など手間を要するという点がある。

政策目標

食品循環資源の再生利用等実施率の向上

<内容>

業務用生ごみ処理機等の一次処理設備や専用保冷庫など、肥飼料の原材料としての食品循環資源の品質を維持するために食品循環資源が発生する事業場に設置する設備の導入を支援する。

支援に当たっては、

- ① 食品関連事業者が自社の廃棄物等を処理または保管するための設備であって、設置場所は自社の事業場ないしその近隣地に限定すること、
- ② 一次処理または適正保管された食品循環資源の譲渡または販売先が、農畜水産業者あるいは農畜水産業者に肥飼料を譲渡・販売することが確実なりサイクル業者であること

を要件とし、食品産業と農畜水産業者とが連携した取組への支援であることを前提とする。

なお、採択に当たっては、食品リサイクル制度において優先的な取組とすることが明示されており、食料自給率の向上にも資する飼料化の取組を優先する。

<事業実施主体>

民間団体

<補助率>

1/2以内

[担当課：総合食料局食品産業企画課食品環境対策室（03-6744-2066（直））]

食品循環資源品質維持体制整備事業

食品関連事業者の事業場で発生する食品循環資源を、高品質な肥飼料の原材料として農業者や再生利用事業者に提供していくために必要な設備（業務用生ごみ処理機等の一次処理設備や専用保冷庫など）の導入を支援します。【補助率 1 / 2】

食品関連事業者



食品循環資源の品質維持に必要な設備の導入を支援

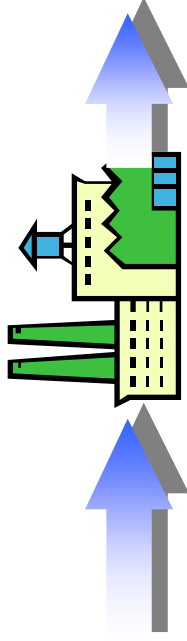


(生ゴミ処理機)



(専用保冷庫)

リサイクル業者



【品質を保持】

農業者等



< 飼料として使用 >



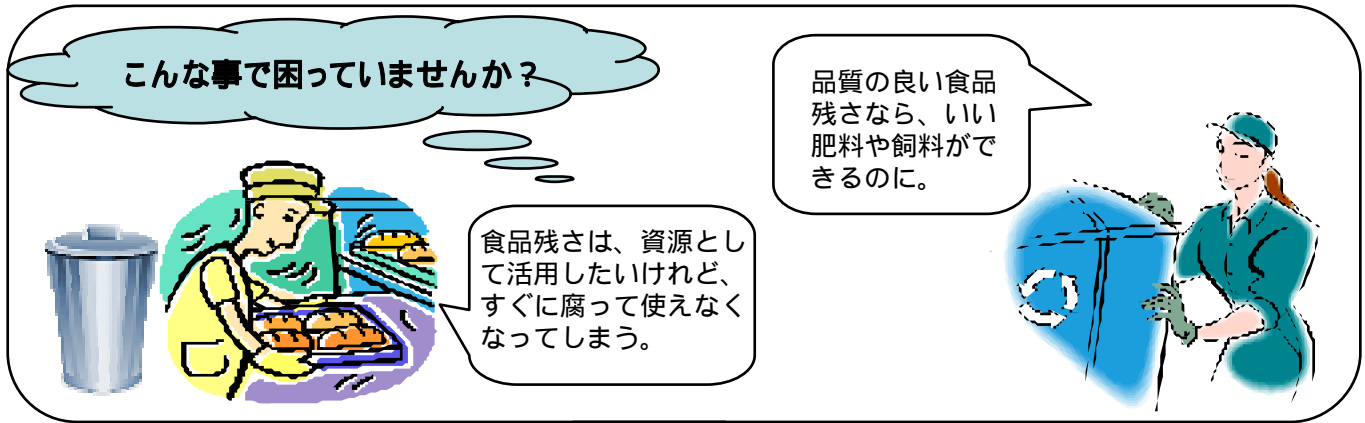
< 肥料として使用 >

【要件】
 食品廃棄物の処理または保管のための設備を
 自社の事業場またはその近隣地に設置すること
 食品廃棄物の譲渡または販売先が、農業者等
 または農業者等に肥飼料を譲渡・販売する
 リサイクル業者であること

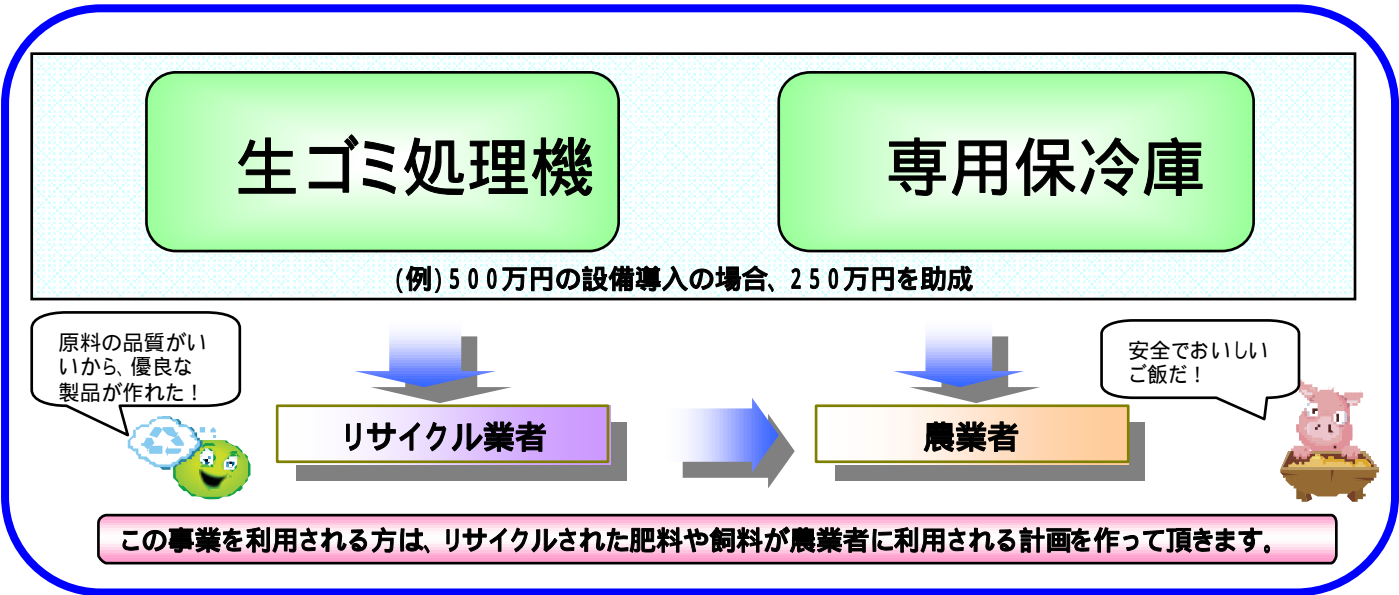
食品リサイクルを進めたい食品関連事業者の皆様へ

「食品循環資源品質維持体制整備事業」

肥料や飼料にリサイクルする食品残さについて、腐食や品質劣化を防ぐための設備の導入を支援します！(補助率1/2以内)
経済危機対策



補助事業



【ご案内】
設備の導入を希望する事業者を 月に公募し、総額4億5千万円の範囲内で支援します。

詳しい内容についてのお問い合わせは、

農林水産省 農政局生産経営流通部食品課 (TEL:00-000-000) 又は
総合食料局食品産業企画課 (TEL:03-6744-2066) にご相談下さい。

食品産業グリーンプロジェクト技術実証モデル事業（新規）
【850百万円】

対策のポイント

食品産業における食品廃棄物の有効活用等による環境負荷の軽減を促進するため、技術の改良・実証のモデル的な取組を支援するとともに、その成果の全国的な普及活動を支援します。

（食品廃棄の現状）

- ・ 食品廃棄物等は、食品産業から毎年約1,100万トンが発生しており、うち5割程度がリサイクルされているものの、未利用のまま焼却等されているものも相当量が残る。
- ・ これらを有効活用するためには、これまでに開発された食品廃棄物の有効活用等技術について、食品産業が実際に導入できるよう、緊急にその技術の改良・実証を促進することが必要。

政策目標

食品循環資源の再生利用等実施率の向上

＜内容＞

1. 技術実証モデル事業

これまでに開発された食品廃棄物の有効活用等技術について、食品産業が実際に導入できるよう、その技術の改良・実証等のモデル的な取組に必要な経費を支援する。

（例）

- ・ 小売、外食などで排出される少量分散型の食品廃棄物を過熱水蒸気を用いて炭化し、エネルギーとして利用するための技術の改良・実証
- ・ かんきつ類の搾汁後の果皮から入浴剤、芳香剤、洗剤、防腐剤などに用いられる素材を製造するための技術の改良・実証
- ・ 食品廃棄物（おから、リンゴの皮など）について、プラスチックの強度向上として使われているガラス繊維の代わりとして利用するための技術の改良・実証

2. 普及推進事業

上記1の技術実証モデル事業の成果の普及啓発を推進するため、全国各地で説明会を開催するための取組に必要な経費を支援する。

＜事業実施主体＞

民間団体

＜補助率＞

定額

[担当課:総合食料局食品産業企画課(03-3502-8246(直))]

食品産業グリーンプロジェクト技術実証モデル事業

食品産業における食品廃棄物の有効利用等を可能とする技術の改良・実証等を支援するとともに、その成果の普及啓発活動を支援します。

技術実証モデル事業

食品産業が実際に導入できる見込みのある技術実証課題を公募し、産学官で構成される技術実証協議会による技術の改良・実証等を支援。

課題例

- ・ 小売、外食などで排出される少量分散型の食品廃棄物を過熱水蒸気を用いて炭化し、エネルギーとして利用するための技術の改良・実証
- ・ 食品廃棄物(おから、リンゴの皮など)について、プラスチックの強度向上として使われているガラス繊維の代わりとして利用するための技術の改良・実証

食品関係研究者

技術実証協議会

食品関係事業者

その他(素材メーカー等)

技術改良



技術実証



技術実証協議会

技術の改良・実証等のために、技術開発成果を持つ研究者だけでなく、実際に機械装置等を活用する食品メーカー、機械装置を製造する機械メーカー、食品廃棄物の有効利用のために生成される原料等を活用する実需者等で構成

普及推進事業

技術実証モデル事業の成果を全国的に普及するため、中小企業の身近な場所で行う実証成果を示すための成果説明会を全国各地で開催。

食品廃棄物負荷軽減のための取組の全国的な普及による食品産業のグリーン化の推進

食品関係事業者
食品関係研究者 の皆様へ

「食品産業グリーンプロジェクト技術実証モデル事業」

食品廃棄物の新たな用途のための 技術改良や機械の導入について支援します！（定額補助）

経済危機対策

(注)「経済危機対策」関連予算の成立後にご利用になれます。



食品関係事業者

この食品廃棄物を
うまく利用できない
かな？

こんな利用の
仕方があります。



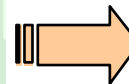
食品関係研究者

連携

技術の改良や機械の導入

(注) 食品関係事業者1社あたりの機械の導入に
要する補助金額の目安は1,500万円です。

- ・ 導入例
- ・ リンゴの皮をプラスチックへ利用
- ・ かんきつ類果皮から入浴剤、芳香剤を製造



【手続きの流れ】

食品関係事業者や
食品関係研究者での
グループの結成

応募書類の
作成

必要書類を
そろえて応募

審査

採用

事業の実施

(注) 審査までに任意団体としての規約を作成

詳しい内容についてのお問い合わせは、
農林水産省 総合食料局 食品産業企画課 食品技術班
(TEL: 03-3502-8246) までご相談下さい。

H21.4.30

バイオマス実証実験ベンチプラントの設置

【550百万円】

対策のポイント

食料供給と両立できる持続可能なバイオ燃料の生産を推進するためには、第2世代バイオ燃料の技術開発の加速化が必要です。

このため、実証試験を行うためのプラントを導入して技術開発を加速し、第2世代バイオ燃料の早期の実用化を目指します。

(バイオ燃料とは)

バイオ燃料とは、バイオマスを原料として製造される自動車等の燃料のことです。

(第2世代バイオ燃料とは)

食料の安定供給に悪影響のない、間伐材や稲わら等を原料とするバイオ燃料です。

第2世代バイオ燃料の研究開発を推進することが洞爺湖サミットのG8首脳声明に盛り込まれています。

政策目標

国産バイオエタノールの生産コストを半分以下に削減(100円/Lを目指す)

<内容>

バイオ燃料低コスト生産技術の実用化に向けた技術開発の加速化

第2世代バイオ燃料である間伐材や稲わら等を原料としたエタノールを製造するための糖化、発酵、蒸留等の各工程の要素技術(研究成果として得られた候補技術)を組み合わせて、一貫システムとして実証試験を行うベンチプラントを導入することにより、現在「地域活性化のためのバイオマス利用技術の開発」において取り組んでいる、第2世代バイオ燃料の技術開発を加速化します。

(事業実施主体：民間団体等)

[担当課：農林水産技術会議事務局研究開発官(環境)(03-3502-0536(直))]

森林整備加速化・林業再生事業（新規）
（緑の産業再生プロジェクト）

【123, 844百万円】

事業のポイント

都道府県に基金を造成し、定額助成方式による間伐及び路網整備、伐採から搬出・利用の一貫した取組による間伐材のフル活用、地域木材・木質バイオマスの利用を地域で一体的に進めます。

- ・京都議定書の森林吸収目標の達成に向け、間伐の推進を図っています。
- ・この間伐の促進と間伐材の有効利用のためには、林内路網の整備や高性能林業機械の導入等により、間伐コストを低減することが必要です。
- ・同時に、木材・木質バイオマスの需要拡大、間伐材の安定供給維持のためのシステムを構築することが必要です。
- ・このため、これらの総合的な取組を支援します。

政策目標

- ① 2007年～2012年の6年間で330万haの間伐の推進を図ります。
- ② 間伐材の徹底した活用による林業・木材産業の再生を図ります。

<内容>

都道府県に基金を造成し、地方公共団体、森林組合等の林業事業体・林業経営体、木材加工業者、木質バイオマス需要者等の幅広い関係者からなる協議会による地域の創意工夫を活かした以下のような事業の組合せによる総合的な取組に要する経費に対し支援を行います。

- ・間伐及び路網整備（定額助成）、森林境界の明確化並びに侵入竹の除去など里山再生の取組
- ・間伐材のフル活用を図るための利用拡大に対応した、製材施設・バイオマス利用施設・高性能林業機械等の整備、木質バイオマスや間伐材の流通円滑化の取組
- ・学校の武道場や社会福祉施設など公共施設等での地域材利用の取組

<補助率>

定額、1／2等（都道府県に基金を造成）

- ※ 定額助成事業については、工夫次第で森林所有者等の自己負担なしでの実行が可能です。また、地方公共団体による上乘せも可能です。なお、今回の対策では、地方負担について軽減措置が講じられる見込みです。

<事業実施主体>

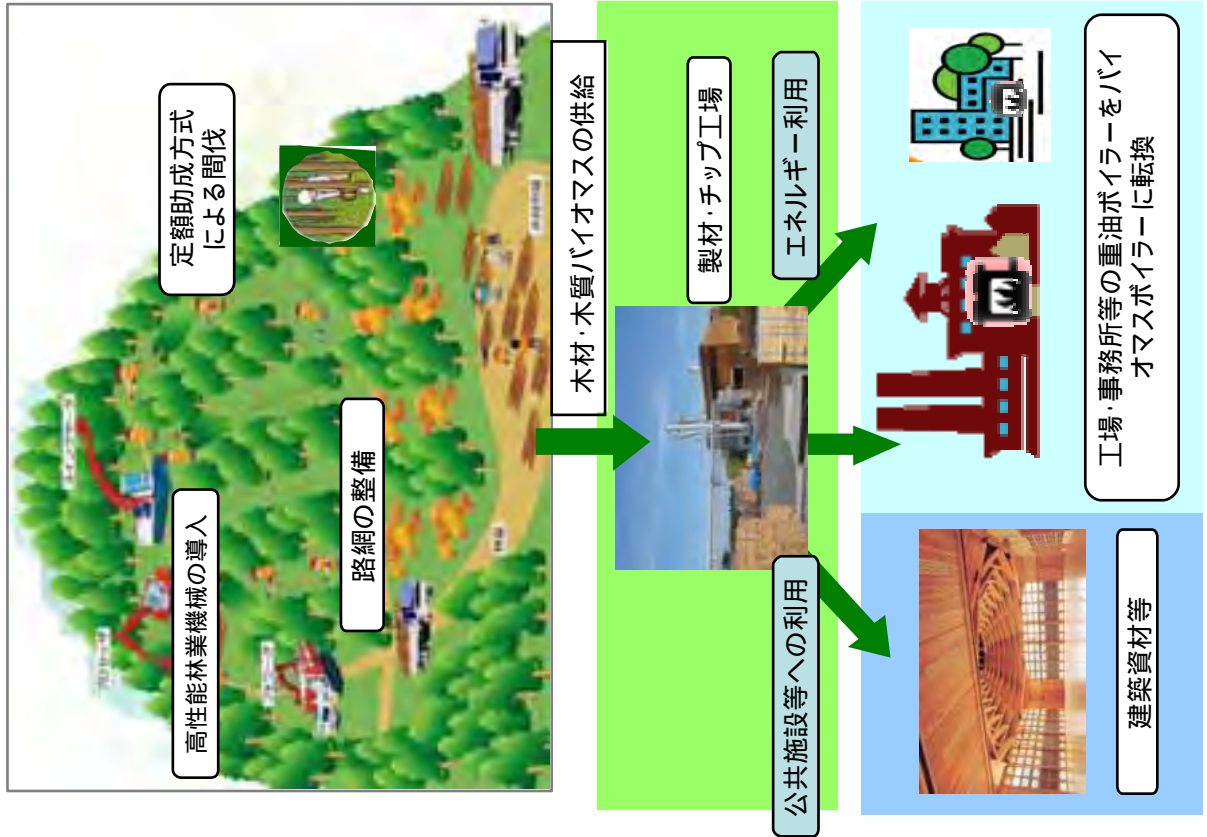
地方公共団体、森林組合等の林業事業体・林業経営体、木材加工業者、木質バイオマス需要者等からなる協議会

- ※ 個々の事業を実施するのは、協議会のメンバーである林業事業体等となります。

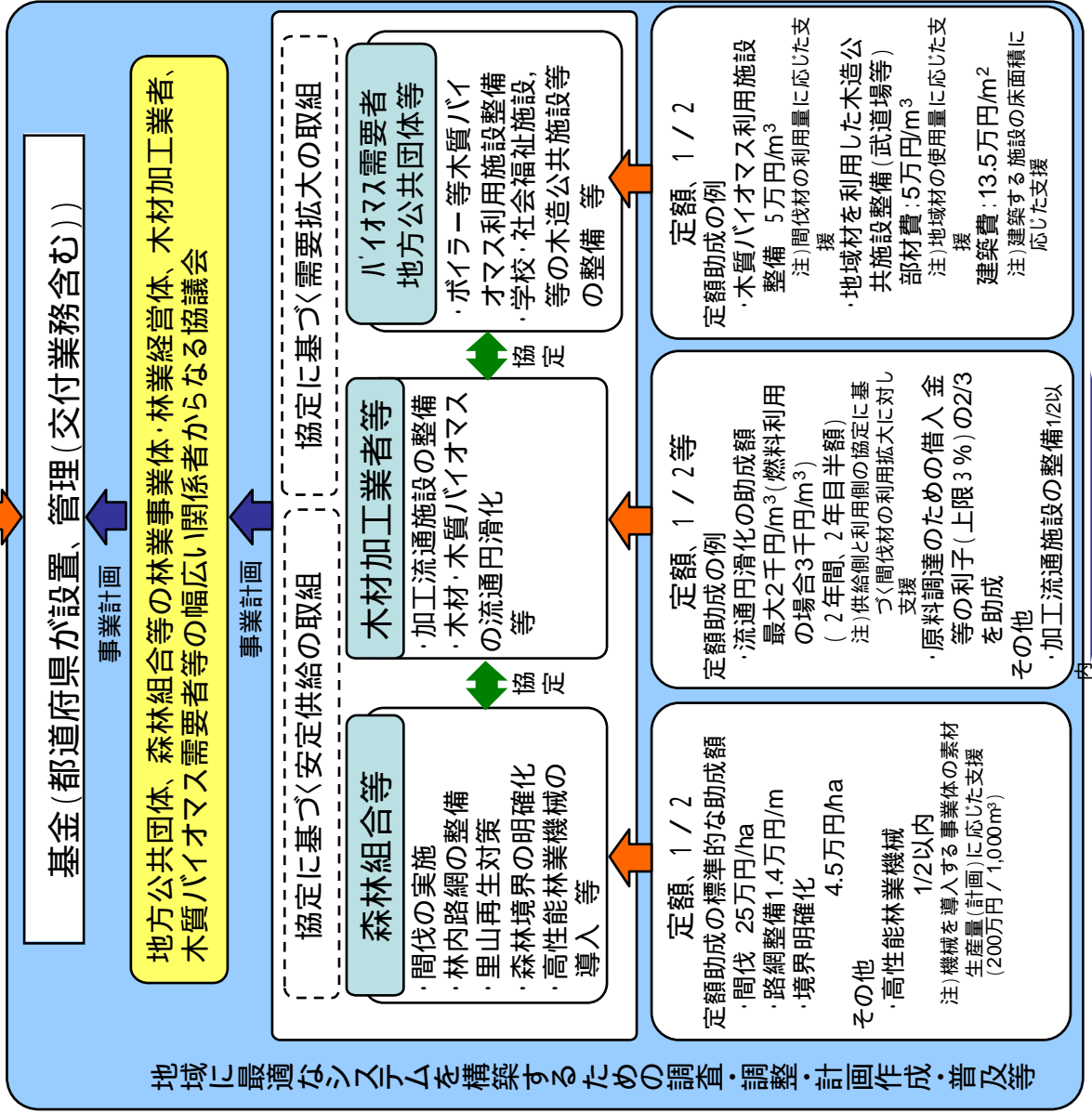
担当課：林野庁	計 画 課	(03-3501-3842)	(直)
	経 営 課	(03-3502-8055)	(直)
	木材産業課	(03-3502-8062)	(直)
	木材利用課	(03-6744-2297)	(直)
	整 備 課	(03-6744-2303)	(直)

森林整備加速化・林業再生事業(緑の産業再生プロジェクト)のイメージ

平成21年度補正予算額 1,238億円



国費



木材の安定供給と需要創出を一体的に実現

市町村、木材・木質バイオマスを利用する民間事業者の皆様へ

林業者、森林組合等の原木供給者の皆様へ

「森林整備加速化・林業再生事業」
- 緑の産業再生プロジェクト -

木質バイオマス利用や地域材の利用拡大への支援が強化されます！！
（「経済危機対策」予算によりご利用いただけます。）

次のような取組を支援します。赤字は新しい支援です。
まずは都道府県林務担当にご相談ください。

バイオマス利用施設の整備

熱利用施設の整備

定額（標準的な単価）
バイオマス利用量：5万円 / m³
（間伐材の利用量に応じた支援）



公共施設のボイラー

発電施設の整備

定額（標準的な単価）
バイオマス利用量：5万円 / m³
（間伐材の利用量に応じた支援）



発電施設の改良

流通の円滑化

定額（標準的な単価）2年目は半額
間伐材の燃料利用：3,000円 / m³



原木の供給者と加工業者が協定を結び、
間伐材の燃料としての利用を拡大する場
合が対象となります。

木造公共施設の整備

学校の武道場、社会福祉施設の整備

定額（標準的な単価）地域材の利用：5万円 / m³
（地域材の使用量に応じた支援）
木造公共施設の整備：13.5万円 / m²
（建築する施設の床面積に応じた支援）



学校の武道場



社会福祉施設



地域の交流施設

保育園や公民館など
対象施設を拡充して
います。

特用林産施設の整備

生産加工施設の整備

1 / 2 以内で助成



木炭や竹、きのこ等生産加工施設

新たな用途の開発

地域材利用開発支援

定額



パネル・角材の強度の実証といった、地域材を利用した製品の開発

上記の支援を受けるためには、各都道府県に設置される協議会に参画する必要があります。

【こちらまでご相談ください】

都道府県林務担当課

バイオマス利用施設、木造公共施設、間伐材の流通円滑化：

農林水産省林野庁木材産業課、木材利用課 (TEL: 03-6744-2297)

特用林産施設：農林水産省林野庁経営課 (TEL: 03-3502-8059)

地域材利用開発支援：農林水産省林野庁木材産業課 (TEL: 03-6744-2295)

平成21年5月27日時点

林野庁

林地残材バイオマス石炭混焼発電実証事業

21年度補正予算案：30億円

事業の目的

林地残材の利用は、CO2削減やエネルギー安全保障、更には地域活性化等にも有効。
 しかしながら、国内の林地残材は回収・輸送コストが高いこと等から、未利用率が9割を超える状況。
 こうした林地残材の有効利用を進めるために、エネルギー転換効率の高い石炭火力と混焼した場合の持続性を検証する。
 「林地残材」・・・林業に由来する除間伐材、林地などの丸太残余

事業の内容

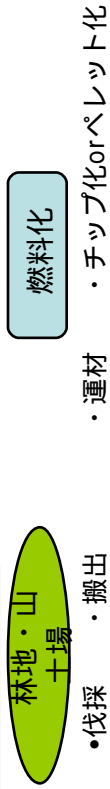
事業内容
 木質バイオマスを石炭火力において混焼して活用するバイオマス石炭混焼システムの整備、実証を行い、その長期安定的な持続性（LCA等）等を検証する。
 ・実施主体：民間事業者
 ・補助対象経費：混焼用設備設置経費、実証運転経費
 ・実施箇所数：2箇所程度

事業の効果
 林地残材の石炭火力への活用が普及することにより、
 CO2削減
 健全な森林保全
 山村地域の活性化
 雇用創出
 等の同時達成を図ることができる。

実施体制



事業イメージ

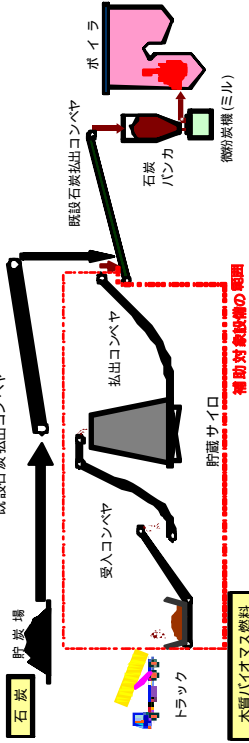


実証事業

発電所

- ・受入・貯蔵設備
- ・払出・混炭設備

既設石炭払出コンベヤ



- ・専用設備 (大規模時)
- ・実証運転経費

平成21年度バイオマス関連補正予算の概要

国土交通省

1. 下水道関係

下水汚泥の有効利用の推進

(下水道事業費補助等：867百万円の内数(国費))

下水道管理者が設置する下水汚泥の再資源化施設や、下水道バイオガスの有効利用施設の整備に対し補助を行うほか、下水道管理者が民間企業と一体となって行う下水汚泥等の循環利用に関する計画の策定に要する費用に対して補助を行うとともに、同計画に基づき、民間事業者が行う下水汚泥等の資源化施設の整備に対しても補助を行う。

2. 港湾関係

リサイクルポートプロジェクトの推進

(港湾整備事業等(リサイクルポートプロジェクトの推進):170百万円(国費))

港湾を拠点として、鉄スクラップ、廃プラスチック、バイオマス資源等の循環資源を効率的に輸送する静脈物流システムを構築するため、循環資源を扱う岸壁等の港湾施設の整備を推進する。あわせて、第3セクター等が行う循環資源取扱施設の整備に対し支援する。

3. 自動車関係

次世代低公害車開発・実用化の促進

(次世代低公害車開発・実用化促進事業：1,000百万円)

地球温暖化対策に資すること等を目的として、DME、LNG、バイオマス燃料等の新燃料を利用するなど石油代替性に優れた次世代低公害車の開発・実用化を促進するため、試作車両の実証走行試験等を実施する。

DME：ジメチルエーテル LNG：液化天然ガス